



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

## 目次 (\*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

### ○ 規則

\*60 旅行命令簿、旅費計算書及び必要な添付書類の種類及び様式を定める規則の一部を改正する規則 (人事課)..... 1

\*61 和歌山県会計職員に関する規則の一部を改正する規則 (会計課)..... 4

### ○ 公安委員会規則

\*13 和歌山県公安委員会等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則の一部を改正する規則 ..... 4

### ○ 告示

1416 救急病院の申出の撤回 (医務課)..... 5

1417 救急病院の認定 ( )..... 5

1418 保安林の指定施業要件変更予定 (森林整備課)..... 5

1419 " ( )..... 6

1420 道路の位置の指定 (都市政策課)..... 6

### ○ 選挙管理委員会告示

104 政治団体の届出事項の異動の届出 ..... 7

105 政治団体の解散の届出 ..... 7

### ○ 訓令

\*34 和歌山県会計事務決裁規程の一部を改正する訓令 (会計課)..... 7

### ○ 公告

二級河川印南川水系河川整備計画の策定 (河川課)..... 8

二級河川周参見川水系河川整備計画の策定 ( )..... 8

## 規 則

### 和歌山県規則第60号

旅行命令簿、旅費計算書及び必要な添付書類の種類及び様式を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年12月26日

和歌山県知事 岸 本 周 平

旅行命令簿、旅費計算書及び必要な添付書類の種類及び様式を定める規則の一部を改正する規則  
旅行命令簿、旅費計算書及び必要な添付書類の種類及び様式を定める規則(昭和42年和歌山県規則第20号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(旅費計算書に添付すべき書類) 第4条 旅費規則第6条の規定による旅費計算書に添付すべき書類は、次の区分に従い、当該各号に掲げるところによる。 (1) 第3条第2号に規定する旅費計算書	(旅費計算書に添付すべき書類) 第4条 旅費規則第6条の規定による旅費計算書に添付すべき書類は、次の区分に従い、当該各号に掲げるところによる。 (1) 第3条第2号に規定する旅費計算書

ア 移転料、着後手当及び扶養親族移転料以外の旅費

条例第8条第1項ただし書の規定により計算した日数を超える旅行日数による旅費、条例第16条第3項の規定による宿泊の場合における日当又は条例第17条第2項に規定する宿泊料にあっては、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情を証明する書類及び新規採用者にあっては、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づく住民票の写し(居所から在勤公署に旅行した場合にあっては、その居所を証明する書類)

イ 移転料、着後手当及び扶養親族移転料  
職員又は扶養親族の移転を証明する住民基本台帳法に基づく住民票の写し(居所の移転の場合にあっては、その移転を証明する書類及び住所を移転しないことについての職員の申立書)、別記第3号様式による扶養親族移転申告書及び条例第19条第3項の場合にあっては、その期間延長の承認書

- (2)~(4) 略
- (5) 条例第14条に規定する航空賃の計算書  
その支払を証明するに足る書類

(6)~(8) 略

2 略

ア 移転料、着後手当及び扶養親族移転料以外の旅費

別記第3号様式(その1)による着任証明書(新規採用者にあっては、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づく住民票の写し(居所から在勤公署に旅行した場合にあっては、その居所を証明する書類)を添付したもの)及び条例第8条第1項ただし書の規定により計算した日数を超える旅行日数による旅費、条例第16条第2項の規定による宿泊の場合における日当又は条例第17条第2項に規定する宿泊料にあっては、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情を証明する書類

イ 移転料、着後手当及び扶養親族移転料  
職員又は扶養親族の移転を証明する住民基本台帳法に基づく住民票の写し(居所の移転の場合にあっては、その移転を証明する書類及び住所を移転しないことについての職員の申立書)、別記第3号様式(その2)による扶養親族証明書及び条例第19条第3項の場合にあっては、その期間延長の承認書

- (2)~(4) 略
- (5) 条例第14条に規定する航空賃の計算書  
その支払を証明するに足る書類(知事が別に定める特定便割引が適用される場合を除く)

(6)~(8) 略

2 略

別記第1号様式中

「

命令権者 確認印
-------------

」を「

命令権者 の確認
-------------

」に改める。

別記第2号様式(その2)中

「

整理番号	
所属長印	印

」を「

整理番号	
所属長の確認	

」に改め、

同様式(その3)中

「

所属長 印	印
----------	---

」を「

所属長 の確認	
------------	--

」に改め、

同様式(その4)中

「

所属長印	印
------	---

」を「

所属長の確認	
--------	--

」に改め、

同様式(その6)中

「

所属長 印	印
----------	---

」を「

所属長 の確認	
------------	--

」に改める。

別記第3号様式を削り、別記第2号様式の次に次の1様式を加える。

別記第3号様式(第4条関係)

扶 養 親 族 移 転 申 告 書

職 名	職 務 級 号 給	職 級 号 給	氏 名	人事異動 発令年月日	年 月 日	
異動発令の日における 扶養親族氏名	職員と の統柄	生年月日	移転の 際年齢 歳	扶養手当受 給の有無	扶養手当の支給を受けていない場 合における扶養の事由	備 考

上記のとおり扶養親族を移転したことを申告します。  
 年 月 日

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

和歌山県規則第61号

和歌山県会計職員に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年12月26日

和歌山県知事 岸 本 周 平

和歌山県会計職員に関する規則の一部を改正する規則

和歌山県会計職員に関する規則（昭和39年和歌山県規則第27号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(会計課等の出納員の会計事務)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 総務事務集中課の出納員は、委任事務及び次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1) 総務事務集中課における電気通信役務の提供を受ける契約に基づき支払う経費（公共料金明細事前通知サービス（公共料金の口座振替前に自動で支出票が起票される仕組みをいう。）を使用するものに限る。）及び集中調達物品の調達に係る経費（<u>契約書を作成し、又は請書を徴することを要するものを除く。</u>）のうち、<u>物品・役務電子調達システム（県が使用する電子計算機（入出力装置を含む。）と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して物品又は役務の調達に係る入札の手續及び物品の管理を行うシステムをいう。）</u>を使用するものに係る支出負担行為の確認及び支出に関すること。</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>3・4 略</p>	<p>(会計課等の出納員の会計事務)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 総務事務集中課の出納員は、委任事務及び次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1) 総務事務集中課における電気通信役務の提供を受ける契約に基づき支払う経費（公共料金明細事前通知サービス（公共料金の口座振替前に自動で支出票が起票される仕組みをいう。）を使用するものに限る。）<u>に係る</u>支出負担行為の確認及び支出に関すること。</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>3・4 略</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公安委員会規則

和歌山県公安委員会規則第13号

和歌山県公安委員会等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年12月26日

和歌山県公安委員会委員長 竹 田 純 久

和歌山県公安委員会等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則の一部を改正する規則

和歌山県公安委員会等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則（平成17年和歌山県公安委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表（第3条関係）		別表（第3条関係）	
法令等名	規定	法令等名	規定
略		略	
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則（平成3年国家公安委員会規則第4号）	略	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則（平成3年国家公安委員会規則第4号）	略
古物営業法施行規則（平成7年国家公安委員会規則第10号）	第14条の2（古物商が仮設店舗において古物営業を営む場合において、その場所の所轄警察署長を経由して提出するものに限る。）		

附 則

この規則は、令和6年1月4日から施行する。

告 示

和歌山県告示第1416号

次の病院について、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の申出が撤回されたので、同令第2条第2項の規定により告示する。

令和5年12月26日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 名称 国保すさみ病院
- 2 所在地 西牟婁郡すさみ町周参見2380
- 3 失効日 令和5年10月31日

和歌山県告示第1417号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院として次の病院を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

令和5年12月26日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 名称 国保すさみ病院
- 2 所在地 西牟婁郡すさみ町周参見2916
- 3 有効期限 令和8年10月31日

和歌山県告示第1418号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和5年12月26日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 日高郡日高川町（次の図に示す部分に限る。）

- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び日高振興局農林水産振興部林務課並びに日高川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第1419号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和5年12月26日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 東牟婁郡那智勝浦町（次の図に示す部分に限る。）

- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

- 3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び東牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに那智勝浦町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第1420号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

令和5年12月26日

和歌山県知事 岸 本 周 平

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 名 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3651	紀の川市下井阪字西垣内84番9の一部、84番14、88番の一部、89番1の一部、94番2の一部、94番3の一部、95番の一部、96番2の一部、里道	和歌山市太田二丁目8番11号 株式会社幸福建設 代表取締役 吉田梨絵	令和 5.12.12	6.00	34.28
				6.00	62.72

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第104号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和5年12月26日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異 動 年月日
全国林業政治連盟 和歌山県支部	眞砂佳明	会計責任者	三本修平	那須敏夫	令和 5.6.21
辻本勉後援会	石井紀義	会計責任者	大林正義	田中勇次	令和 5.11.27

和歌山県選挙管理委員会告示第105号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和5年12月26日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	解 散 年月日
夢を語る会	小野恵	令和 5.11.30

訓 令

和歌山県訓令第34号

庁 中 一 般  
各 か い

和歌山県会計事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年12月26日

和歌山県知事 岸 本 周 平

和歌山県会計事務決裁規程の一部を改正する訓令

和歌山県会計事務決裁規程（昭和62年和歌山県訓令第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（会計課の政策企画班長、審査第一班長、審査第二班長及び決算班長の専決事項） 第5条 略 2 会計課の審査第一班長及び審査第二班長は、次に掲げる事務を専決することができる。 (1) 報酬、給料、職員手当等、共済費、恩給及び退職年金、報償費、旅費、交際費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費（250万円以下のものに限る。）、原材料費、備品購入費、負担金及び交付金、扶助費並びに公課費の支出命令及び戻入の審査（次条に規定する経費に係る支出命令及び戻入の審査を除く。） (2) 略 3 略	（会計課の政策企画班長、審査第一班長、審査第二班長及び決算班長の専決事項） 第5条 略 2 会計課の審査第一班長及び審査第二班長は、次に掲げる事務を専決することができる。 (1) 報酬、給料、職員手当等、共済費、恩給及び退職年金、報償費、旅費、交際費、需用費、役務費（公共料金明細事前通知サービス（公共料金の口座振替前に自動で支出票が起票される仕組みをいう。次条において同じ。）を使用するものを除く。）、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費（250万円以下のものに限る。）、原材料費、備品購入費、負担金及び交付金、扶助費並びに公課費の支出命令及び戻入の審査 (2) 略 3 略

(総務事務集中課の業務第一班長及び業務第二班長の専決事項)

第6条 総務事務集中課の業務第一班長及び業務第二班長は、総務事務集中課における役務費(公共料金明細事前通知サービス(公共料金の口座振替前に自動で支出票が起票される仕組みをいう。)を使用するものに限る。)及び集中調達物品の調達に係る経費(契約書を作成し、又は請書を徴することを要するものを除く。)のうち、物品・役務電子調達システム(県が使用する電子計算機(入出力装置を含む。))と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して物品又は役務の調達に係る入札の受付及び物品の管理を行うシステムをいう。)を使用するものに係る支出負担行為の確認及び支出に関する事務を専決することができる。

(総務事務集中課の業務第一班長及び業務第二班長の専決事項)

第6条 総務事務集中課の業務第一班長及び業務第二班長は、役務費(公共料金明細事前通知サービスを使用するものに限る。)に係る支出負担行為の確認及び支出に関する事務を専決することができる。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

## 公 告

### 二級河川印南川水系河川整備計画の策定の公告

河川法(昭和39年法律第167号)第16条の2第1項の規定に基づき、二級河川印南川水系河川整備計画を定めたので、同条第6項の規定により、和歌山県県土整備部河川・下水道局河川課及び日高振興局建設部河港課においてこれを公表する。

令和5年12月26日

和歌山県知事 岸 本 周 平

### 二級河川周参見川水系河川整備計画の策定の公告

河川法(昭和39年法律第167号)第16条の2第1項の規定に基づき、二級河川周参見川水系河川整備計画を定めたので、同条第6項の規定により、和歌山県県土整備部河川・下水道局河川課及び東牟婁振興局牟婁本建設部工務課においてこれを公表する。

令和5年12月26日

和歌山県知事 岸 本 周 平